

令和2年4月17日（金） 県民の皆さまへの知事メッセージ

はじめに、医師や看護師、病院スタッフの皆さん、そして、感染症対策に携わる保健所や臨床検査技師の方々など、正に新型コロナウイルスとの戦いの最前線で懸命に御対応いただいている関係の皆様に、深く敬意と感謝の意を表します。

また、感染の拡大防止に向けて、事業活動の自粛など様々な御協力を頂いている県民の皆様に改めて感謝を申し上げます。

昨日、政府は、これまでの7都府県とする地域を全都道府県に拡大する緊急事態宣言を発令しました。最初に緊急事態宣言が出された今月7日以降においても感染の拡大が全国で続き、感染経路の不明な患者の増加や都市部以外でもクラスターが発生している状況にあり、地域の流行を抑制するためには、大型連休期間の人の移動を最小化するなど、最低7割、極力8割の接触を削減しなければならないとの厳しい認識の下、全都道府県を緊急事態措置の対象としました。期間は来月6日までとなります。

県民の皆様、事業者の皆様には御苦勞をおかけしておりますが、なんとしても感染拡大を抑制するため、改めてお願いをいたします。

【県民の皆様へ】

- 咳エチケットや手洗いを始めとした基本的な感染症対策を徹底してください。また、「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を避けるようお願いします。発熱や咳など、少しでも症状があれば、通勤や通学は控えてください。
- 不要不急の外出の自粛をお願いいたします。特に、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出は控えるよう強くお願いいたします。
- また、都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛をお願いいたします。
- 就職や転勤などのやむを得ない事情で、特定警戒都道府県※から転入された方につきましては、感染拡大防止の観点から、2週間は不要・不急の外出を控え、健康管理を徹底していただき、少しでも症状があれば速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡されるようお願いいたします。

※ 東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県

- 新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者に対する差別や偏見はしないようお願いします。

【事業者の皆様へ】

- 従業員とその家族、お客様などを守るため、事業所内での手洗い、咳エチケット等の感染対策に取り組むとともに、発熱等の症状がある従業員への出勤免除など、健康管理の徹底を改めてお願いいたします。
- 特定警戒都道府県からの異動者、通勤者がいる事業所におきましては、やむを得ず業務に従事する場合であっても、在宅勤務やテレワークの推進など、最大限の感染症対策をお願いいたします。

自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が、医療現場の負担を減らし、社会を守ることにつながります。全県一丸となってこの困難、難局を乗り越えていくことができるよう、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。